

製造業

情報通信産業

その他業種

購入後でも該当する
場合があります！！

設

備

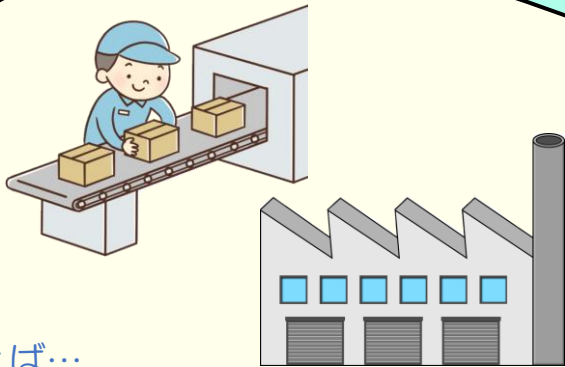
投

資

したら

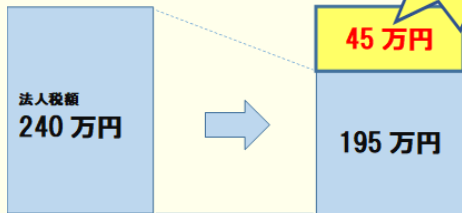
『税』の無料相談へ

in 名護



例えば…

- 機械の取得価額：300万円
- 所得金額（≒税引前利益）：1,000万円
- 法人税額：240万円
- * 法人税率を24%と仮定



これらの税の優遇があります！

- ① 固定資産税
- ② 不動産取得税
- ③ 特別償却
- ④ 法人税額の特別控除
- ⑤ 事業税

開催日時

開催日：令和2年8月28日(金)
 9月25日(金)
 10月30日(金)
 (予備日 11月27日(金))

開催時間：13:00～16:00

開催場所：名護市産業支援センター 3階
(名護市大中1-19-24)

参加方法：下記予約先にお電話にて
ご予約ください。

当日は、制度に詳しい
税理士も同席します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
急遽開催を中止する場合があります。

その税 減らせるゼイ！！



ご予約・お問合せはこちら

公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

☎ (098) 894-6377



(公式ホームページ)



(簡易判定)

4つの項目を
選択するだけで
簡易判定できます！

主催：名護市役所 地域経済部商工・企業誘致課